本件控訴を棄却する。

当審の未決勾留日数中二七〇日を原判決の本刑に算入する。

当審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする。

里 由

本件控訴の趣意は、弁護人森本宏一郎および被告人が差し出した各控訴趣意書に記載してあるとおりであるから、これらを引用する。

弁護人の控訴趣意第一点(法令適用の誤りの主張)について。

所論は、(1)爆発物取締罰則は、旧憲法の制定前の明治一七年、太政官が勅旨を奉じ布告第三二号として制定したものであつて、議会の関与により成立したものではないから、命令としての効力しか保有せず、昭和二二年法律七二号一条により、すでに失効したものであり、仮りにそうでないとしても、(2)同罰則一条の構成要件のうち「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスル目的」は、その概念が極めて不分明・不明確であつて憲法三一条に違反する、(3)同罰則一条の規定する刑罰は極めて苛酷であり、憲法三六条に違反する、(4)同罰則一条は、主として行為者の「治安妨害目的」を禁圧の対象とし、反体制的思想・信条を処罰理由としているから憲法一四条に違反する旨主張する。

被告人の控訴趣意第三点(憲法違反の主張)について。

所論は、要するに、爆発物取締罰則は、革命運動、階級斗争を圧殺するために、 重刑を規定した、違憲の立法であるというが、同罰則は、爆発物の使用が公共の安 全と秩序を害し、人の生命、身体、財産に危害を及ぼす可能性が極めて強大である ことにかんがみ、これに厳罰をもつて臨んでいるにすぎないと解されるから、所論 は前提を欠き採用できない。

弁護人の控訴趣意第二点(事実誤認)並びに被告人の控訴趣意第一点(法令解釈の誤り)および同第二点(事実誤認)について。

原判示事実は、原判決のかかげる証拠により十分に認めることができ、記録および証拠物を精査し、かつ、当審の事実取調べの結果に徴しても、原判決の事実認定に判決に影響を及ぼすことの明らかな誤認があるとは考えられない。また法令の解釈適用にも誤りがない。以下各論点ごとに判断する。

(一) 所論は、原判決は、本件爆弾の内容物、構造、発火装置等を、鑑定人A他一名作成の回答書謄本(以下A鑑定書という。)、および鑑定人B作成の回答書謄本(以下B鑑定書という。)、によつて認定したが、これらの鑑定書は、被告人の使用した爆弾とすりかわつた他の爆弾について鑑定した疑いがあり、結局原判決は証拠によらないで爆発物と認定した誤りがあるという。

しかし、関係証拠、殊にCの検察官に対する供述調書謄本、司法警察員D作成の実況見分調書謄本、同人作成の「爆発物鑑定処分にともなう見分状況について」と題する書面(以下D報告書という)、A鑑定書、原審公判廷におけるAの供述を総合し、当審における同人の尋問の結果に徴すると、被告人が原判示日時に原判示派出所裏に設置した爆弾は、当日午後一一時五〇分ころC巡査によつて発見され、現

(二) 所論は、また、原判決は、本件爆弾の威力を、新桐ダイナマイトに換算して約七五グラムの爆発効果をもつ爆発物と説示しているが、これは本件爆弾の起爆エネルギーを工業雷管程度と仮定し、これに基いて本件爆弾の威力を認定したもので、判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認であるという。

で、判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認であるという。 しかし、B鑑定書およびBの原審公判における供述を総合すれば、同人は本件爆弾の起爆薬が爆発性の著しい雷汞と塩素酸カリウムの混合物で、これに濃硫酸が接触すると直ちに化合発火し、短時間の爆燃を経て、爆轟に移行することなどを鑑定し、鑑定人としての学識経験上、起爆薬が「工業用雷管程度の起爆エネルギーをしている」と仮定して爆弾の威力を推定しても結論において誤りがないとの見鑑定して、その威力を新桐ダイナマイトに換算して約七五グラムの効果をもつと鑑定の結果は、当審における同人作成の回答書がいる。とは考えられない。論旨は理由がない。

(三) 所論は、さらに、本件爆弾は、起爆装置に構造上の欠陥があり、起爆装置としての作用を果し得なかつたものであるから、爆発物にあたらないと主張する。

すると、本件爆弾の起爆装置は、スポイト内の濃硫酸を、スポイトの先端部分を切除することによつてビニール管内の化繊綿に落下侵透させ、起爆薬に到達さんに到達なるには格別の欠陥はなく、爆発を惹起する相当高度の危険をもつれたものと認められる。本件爆弾が前記いずれの原因によるで爆発をもつたがは明らかでない(本件についた疑いもある)。しかし、爆発物としてのででででは、このため爆発に至らなかつた疑いもある)。しかし、爆発物としてのででででででででは、できるよう完成されたものでなければならないが、たまたまこれに多少欠陥が趣いできるよう完成されたものでなければならないが、たまたまこれに多少欠陥が起いたまない場合でも、その欠陥が根本的構造上のと認められるものであれました。場所である。場所である。有護人引用のラムネ弾に関する昭和三八年一月一日に適切である。が相当である。弁護人引用のラムネ弾に関する昭和三八年一月一日に適切である。統領は理由がない。論旨は理由がない。

(四) 所論は、なお、原判決は、被告人には、治安を妨げ、人の身体、財産を害する目的がなかつたのに、これを認めた点で、判決に影響を及ぼす事実誤認がある旨主張するが、記録によれば、この点につき原判決が示した判断は正当と思われるから、論旨は理由がない。

弁護人の控訴趣意第三点(量刑不当)について。

記録によれば、本件は、過激政治組織である I に所属する被告人が、同組織の計画した都内数ケ所の警察官派出所に一斉に時限爆弾を設置して爆破させ、社会不安を惹起しようという戦術に加わり、本件爆弾設置の責任者となつて、これを本件派出所裏に設置したという事案であり、右犯行の罪質、態様、目的、動機、本件爆弾の破壊力、地方の人心に与えた不安と衝撃、被告人の果した役割等に照らし、被告人の刊事責任はきわめて重大であり、被告人に前科がないこと、幸い爆弾が不発に終つたことその他所論指摘の被告人に有利な事情を十分斟酌しても、原判決の量刑は相当であり、不当に重いとは考えられない。論旨は理由がない。

そこで刑訴法三九六条、刑法二一条、刑訴法一八一条一項本文に則り、主文のと おり判決する。

(裁判長裁判官 横川敏雄 裁判官 中島卓児 裁判官 斉藤精一)